

年金あれこれ 年金の「未納」「免除」等の期間があるかたへ ～ 国民年金を増やしませんか? ～

国民年金には、任意加入制度と追納制度があり、どちらも将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

任意加入制度～60歳以上の方も国民年金に加入できます

ご本人の申し出により「60歳以上65歳未満」の5年間（納付月数480月まで）国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる制度です。

次の①～④のすべての条件を満たす方が対象です。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ④現在、厚生年金に加入していない方
 - ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
 - ・外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満のかたも加入できます。

※毎月の保険料は、月額 16,540円（令和2年度）です。

追納制度～免除・納付猶予を受けた方も 10年以内であれば保険料を納めることができます

- ・老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となりますが、免除等の承認を受けた期間の保険料は後から納付（追納）することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。
- ・追納した保険料は、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減される場合があります。

※制度を利用する場合の注意点

- ・追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。（例えば、令和2年4月分は令和12年4月末まで）。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付になります。
- ・保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆年金手帳は大切に保管してください

国民年金は20歳から60歳になるまでの間、職業や所得に関係なく、すべての人が加入します。20歳になると、国民年金に加入しなければならない人全員に年金手帳（基礎年金番号）が送付され、就職や転職などの年金に関する手続きには、必ず年金手帳の提出が求められます。また、退職して年金を受ける手続きなどの時にも必要となります。

◆保険料は20歳から60歳までの40年間納めます

日本年金機構から送付される納付書で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めることができます。納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

また、保険料を納めるのが難しい場合は、納付猶予制度等をご利用下さい。

◆“口座振替”がお得です！

通常の振替日は翌月末ですが、届出により当月末振替にすると1か月あたり50円割引されます。また、1年分・6か月分をまとめて納めると、毎月現金で納めるより割引額が多く大変お得です。

振替方法	当月振替による 早割	納付書による 6ヶ月前納	口座振替による 6ヶ月前納	納付書による 1年前納	口座振替による 1年前納
割引前	16,540円	99,240円		198,480円	
割引後	16,490円	98,430円	98,110円	194,960円	194,320円
割引額	毎月 50円 年間600円	810円	1,130円	3,520円	4,160円

※口座振替での6ヶ月前納（10月から翌年3月分）の申込みは、令和2年8月31日までです。